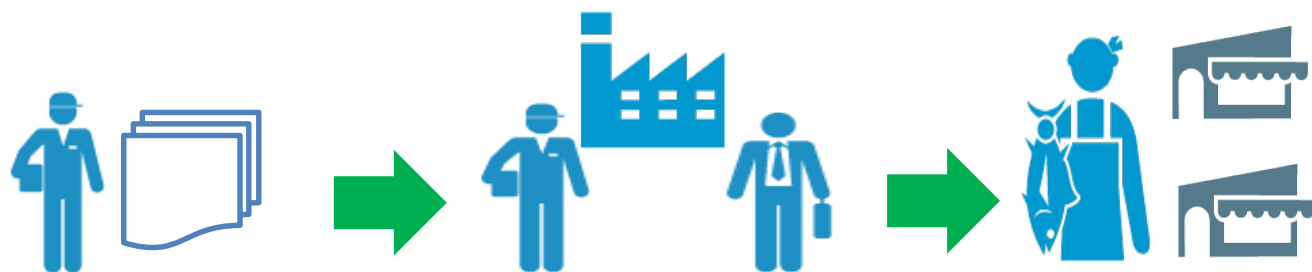


中小企業（法人）の事業承継を後押しします！



事業承継の準備

- ・事業引継ぎ支援センター
- ・事業引継ぎ支援データベース等

事業承継

- ・事業承継税制

新たな事業展開

- ・事業承継補助金

1 ポイント：承継時の株式に係る税負担がゼロになります！

10年限定で法人の事業承継税制が抜本的に拡充されました！
（平成30年度～）

➡申請件数がこれまでの**10倍**に迫る勢い

株式に係る**贈与税・相続税がゼロ**になります。

納税猶予割合が**100%**になります。

将来廃業した時などの売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し
承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

※経営環境の変化により株価が下落した場合等に適用されます。

親族外を含む**複数の株主から**

代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。

多様な事業承継が対象になります。

※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

お問い合わせ先 **03-3501-5803**（中小企業庁財務課）

2 ポイント：後継者不在の事業者のマッチング支援！

会社・事業を譲りたい方 会社・事業を引き取りたい方 どちらも

事業引継ぎ支援データベースでの
全国大でのマッチングが可能です。

お問い合わせ先 **全国の事業引継ぎ支援センター**
URL <http://shoukei.smrj.go.jp/consultation/>

3 ポイント：事業承継後の新たな挑戦を支援！

事業承継補助金

事業承継を契機とした機械・設備購入、販路拡大等を支援します。

- ・製造機械・設備の購入
- ・専門家の人件費
- ・ホームページ・チラシの作成費
- ・店舗改装費 等

① 経営者交代タイプ[°]

補助上限額 **500万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します。

② 再編・統合タイプ[°]

補助上限額 **1,200万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します。

お問い合わせ先 **03-3501-5803** (中小企業庁財務課)